

平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算等に関する要望・提案

現在のわが国は、社会保障改革、デフレ経済からの脱却、厳しい雇用情勢への対応など様々な課題が山積している一方で、欧州政府債務危機の深刻化等を背景とした海外経済の更なる下振れ、円高の進行やそれに伴う国内産業空洞化の加速、電力供給の制約等の先行きのリスクに直面している。

地方においては、人口減少、少子高齢化、厳しい雇用情勢、疲弊した地域経済などへの対策に厳しい行革によって得られた財源などを有効に活用し、懸命に努力しているところである。

国においても、適切な金融・財政政策を行うことにより経済を成長軌道に乗せていくとともに、わが国の抱える多くの困難な課題に対して、国と地方が団結して対処していくための対策をしっかりと講じていただく必要がある。

また、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、平成 26 年 4 月からの消費税及び地方消費税の引上げの実現に資するためにも、平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算・税制改正等により、経済状況の好転に向けた施策を実施していく必要がある。

この度、国において検討される平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算・税制改正にあたっては、このような趣旨を十分に踏まえ、以下の項目について、実効性ある形で反映するよう強く要請する。

(1) 平成 24 年度補正予算

① 全国防災・減災対策

東日本大震災からの早期復興及び原発事故への対策に必要な予算の確保・充実を図るとともに、極めて多種の自然災害が頻発する自然条件下に位置しているわが国の国土の抱える災害リスクに対峙し、国民の生命・財産を守り、機能する国家を形づくるために、日本全体の防災・減災対策の取組強化のための予算を十分確保されたい。

② 地域経済・雇用対策

中小企業も含めた地域経済の活性化や雇用対策について、地域の実情に応じた対策を柔軟・迅速に進めることができるよう、地方の創意工夫による独自性が発揮できる新たな制度を創設されたい。

③補正予算に伴う地方負担

補正予算に伴う地方負担については、平成21年度補正予算における地域活性化・公共投資臨時交付金等を参考にして、国による新たな交付金措置を講じるなど地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、地方公共団体の円滑な事業実施を可能とする仕組みを創設されたい。

④各種基金の拡充

国における平成25年度予算編成は例年よりも遅くならざるを得ないとされているが、国民・住民の安全・安心を確保し、切れ目のない経済対策等を講じられたい。そのため、既に設置されている基金について、基金事業の進捗や経済状況に応じ、必要なものは基金を増額し、平成25年度以降も継続実施できるようにするとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組みが可能となるよう、要件の見直しを行われたい。

(2) 平成25年度予算

平成25年度予算編成にあたっては、社会保障関係経費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源の総額について、実質的に平成24年度の水準を下回らないように確保されたい。

なお、地方は既に国を上回る不断の行革を実施していること等を踏まえられ、地方交付税総額の確保に十分配慮されたい。

また、地方交付税や公共事業関係費など国の予算の動向は地方の予算編成に大きな影響を与えることから、地方が円滑に予算編成に取り組むことができるように、可能な限り早期の予算編成に努められたい。

(3) 平成25年度税制改正

現行の地方税収が厳しい財政環境の中で貴重な財源となっていること等を踏まえ、改正にあたっては、地方の財政運営に十分配慮して制度設計されたい。

特に、地球温暖化対策に地方が果たす役割を適切に反映させる制度として、地球温暖化対策のための税の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを創設すべきである。また、自動車取得税

については、基本的に堅持すべきであり、仮に見直すとしても、具体的な代替税財源を示すことなく見直すことは断じてあってはならない。

(4) 税制抜本改革による地方消費税の充実と税源の偏在性の是正

今回成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において消費税率の引上げを踏まえて検討することとされた課題については、以下のことを踏まえられたい。

①地方法人特別税の抜本的な見直し

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系の確立が図られる際には、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討されたい。

②税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、ア消費税と地方法人課税の税源交換、イ「地方共有税」の創設、ウ地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組みの導入を含めた幅広い検討を行われたい。

(5) 国と地方の協議の場の積極的な活用

平成25年度地方財政対策や税制改正を含めた地方税財政制度に関する重要事項については、他の分野における地方分権改革の推進に関する重要事項等と併せて、国と地方の協議の場を積極的に活用し、地方の意見を適切に反映されたい。

全国知事会 会長

京都府知事 山田 啓二

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長

富山県知事 石井 隆一